

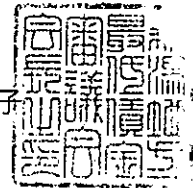


令和7年10月15日

新潟労働局長
福岡洋志 殿

新潟地方最低賃金審議会長

長谷川 雪子



新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定
について（答申）

当審議会は、令和7年8月22日付け新労発基0822第5号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設けて慎重に審議を行った結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
新潟県の区域

- 2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

- 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,053円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- 6 効力発生日
法定どおり